英国知的財産庁、知的財産を活用した資金調達の促進へ向けた行動計画を公表

2014 年 4 月 3 日 JETRO デュッセルドルフ事務所

英国知的財産庁(UKIPO)は2014年3月,知的財産を活用した資金調達の促進へ向けた行動計画を公表した。

UKIPO は昨年,知的財産を創造又は保有する企業が成長のための資金調達に知的財産を活用できているかについて委託調査を行い,「知財の銀行取引? 事業金融の促進における知的財産と無形資産の役割」(Banking on IP? The role of intellectual property and intangible assets in facilitating business finance)と題する報告書を2013年10月に公表していた。この報告書では、知識資産は英国の主流の融資において評価されていないことが見出されていた。

今回公表された行動計画は、上記報告書の公表後、UKIPO が金融業界、弁護士や会計士等のビジネス支援業界、及び中小企業の代表による議論を行い、UKIPO が 2014-15年に実行する施策をとりまとめたもの。

本行動計画の概要は以下のとおり。

## ○ 理解を深める

- 「事業のための知財」ツールを通じて、中小企業及び金融機関に対し、知財の理解、 及び事業にとっての知財の価値の理解の向上を積極的に促進する。
- 企業が知財の管理を通じて、どのように資金を調達し、新規事業を引き込み、又は 利益を増大させているかを示す、実際のケース・スタディを構築する。また、これ らのケース・スタディを積極的に普及させる。
- 英国銀行協会(BBA)及び企業金融ラウンドテーブルと協働して、現場の企業管理職を含めた金融業界全体に対して、知財の理解を促進させる。

## ○ 生産的な対話を支援する

• 企業や金融業界と協働して、知的財産の特定や評価に用いる用語集や、自身の知的財産の正確な特定・記述のためのテンプレート等の知財金融ツールキットの構築を先導する。

## ○ 金融の信頼を高める

- 適切な保険方針の構築を視野に入れて、保険会社と金融機関との対話を奨励する。
- 既存の知財取引基盤の評価を実施する。
- 既存のリスク共有スキームの関係者に働きかけ、全体的なリスクを低減する方向

でどのように知財を信用度採点の考慮に入れることが出来るかを検討する。

一 本行動計画は,以下参照 -

Banking on IP - An Active Response (PDF)

一 委託調査の報告書は,以下参照 -

Banking on IP? The role of intellectual property and intangible assets in facilitating business finance (PDF)

(以上)